

伊万里市散弾銃射撃場環境対策検討委員会（第9回）

令和3年5月25日(火) 13:00～
伊万里市議会 全員協議会室

1. 開　　会

2. あいさつ

3. 協　　議

(1) 水質調査結果について 【資料①】

(2) 土壌調査結果について 【資料②】

(3) 汚染土壌撤去に向けた進め方について 【資料③】

4. その他の事項

5. 閉　　会

伊万里市散弾銃射撃場環境対策検討委員会委員名簿

令和3年2月1日～令和4年1月31日

	役 職	氏 名
1	(有識者) 福岡大学名誉教授	樋口壯太郎
2	(有識者) 北九州市立大学大学院国際環境工学部教授	伊藤 洋
3	(有識者) N P O 法人環境創造研究機構代表	長野 修治
4	(有識者) 佐賀大学理工学部都市工学科教授	柴 錦春
5	副市長	泉 秀樹
6	総務部長	樋口 哲也
7	総合政策部長	東嶋 陽一
8	市民生活部長	力武 敏朗
9	建設農林水産部長	溝江龍史朗
10	教育部長	多久島 功
11	総務課長	野中 信守
12	企画政策課長	松本 公貴
13	財政課長	力武 輝彦
14	環境課長	金子 健一
15	農山漁村整備課長	鶴田 龍也
16	施設営繕課長	吉永 大輔

伊万里市散弾銃射撃場環境対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊万里市散弾銃射撃場周辺の鉛弾による土壤汚染の調査方法等に関する事項の検討を行うため、伊万里市散弾銃射撃場環境対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

(1) 伊万里市散弾銃射撃場周辺の鉛弾による土壤汚染の調査範囲、方法等に関すること

(2) その他、必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委員会の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、その会議における審議の内容が、伊万里市情報公開条例（平成11年条例第16号）第6条第1項の規定に基づき公開しないことができる情報に関するものであるとき及び紛争処理等に係るものであって会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、非公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、伊万里市教育委員会事務局スポーツ課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 この要綱は、平成25年8月8日から施行する。